

北広島市子どもの権利条例素案たき台（追加・修正） 3月24日現在

前文 A案（：B案）2つの前文を併記

子どもは、生まれたときから一人ひとりが人として人格（：の権利）をもち、かけがえのない世界にたった一人の大切な存在（：世界でたった一人のかけがえのない大切な存在）であり、幸せに生きる権利を持っています。この権利は、人間が長い歴史の中で大変な努力をして手にしてきたものです。

子どもは、社会の一員として尊重され、また、将来へ向けて社会を築いていく未来への「希望」です。

子どもは、平和と豊かな環境のなかでこそ成長していくことができます。そして、その成長は、子どもが持つ権利を保障することによって可能となります。

（：子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていく中で、他の人の権利を大切にし、お互いの権利を尊重しあえる力を持つことができます。）

子どもの権利を大切にすることは、子どもが自分で判断し、自信と誇りをもって生きていくようになります。それによって子どもは、自ら考え、責任をもって行動できる大人へと成長していきます。

子どもは、あらゆる差別や暴力を受けることなく、大人の愛情と理解をもって育まれる中で、すこやかに成長します。

大人は、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、子どもの最善の利益のために、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもは、大人とともに北広島市をつくっていくパートナー（：仲間）です。子どもが参加し、子どもの視点（立場）に立って作られたたまちは（：子どもの視点を大切にしてつくられたまちは、）すべての人にとってやさしいまちとなります。子どもは、責任ある社会の一員として尊重され、大人とともに北広島市のまちづくりを担っていきます。

私たちは、北広島市が平和を願うまちであることに（：あることを）誇りをもっています。平和を誓うまち（：街）、ここ北広島市において、子どもは未来につなぐ希望であり、平和の灯りをいつまでも絶やさないために、大切に育んでいかなければなりません。（B案のみ：そのために、大人は、子どもの身近な場所に、安全に安心して過ごすことができ、楽しく遊んだり学んだりできる居場所をつくるよう努力しなければなりません。）

私たち北広島市民は、子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまちづくりを目指し、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、北広島市子どもの権利条例を定めます。

（：このことは、私たち北広島市民が果たさなくてはならない役割であり、子どもが夢と希望を持ち幸せに暮らせるまちづくりを目指し、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念（考え方）に基づき、北広島市子ども権利条例を定めます。）

第1章 総則

【解説】この章では、本条例の総則的な内容について定めています。すなわち、この条例を制定する目的、重要な語句の定義、この条例に関してそれぞれの立場における責務、子どもの権利に関する周知・啓発について定めることにより、第2章以下の全体に関わる基本原則や共通事項を明

らかにしています。

(目的)

第1条 この条例は、市民に子どもの権利を普及し、子どもの最善の利益を第一に考えながら子どもの権利を保障することを目的とします。

【解説】

この条例は、子どもの権利の保障を目的として掲げ、その目的達成のために市民が子どもの権利について正しく理解することが重要であり、また、子どもにとって何が大切なのかを考えていくという基本的な姿勢を述べています。

(定義)

第2条 この条例において掲げる用語は、それぞれ各号に定めるとおりとします。

- (1) 「子ども」とは、市内に居住または通学、**通勤**している**18歳未満**の人と、**高等学校等の学びの施設**に通学する**18歳**の人をいいます。 (保留)
- (2) 「保護者」とは、親及び児童福祉法に規定する里親または保護受託者、その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- (3) 「**市民**」とは、市内で活動する人をいいます。 (変更)
- (4) 「**育ち・学ぶ施設**」とは、児童福祉法に規定する施設、学校教育法に規定する学校、その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設をいいます。
- (5) 「施設関係者」とは、育ち・学ぶ施設の設置者、管理者、職員等をいいます。

【解説】

北広島市内に住んでいる子どもには、この条例が適用されます。また、北広島市に通学・通勤しているなど、北広島市とかかわりがあるすべての子どもにも適用されます。ただし、条例の適用範囲は、北広島市内に限られます。

子どもの範囲については条約・法律・条例などによって異なりますが、本条例では、子どもが生まれてから自己形成にいたるまでの時期に着目し、かつ、同じ学びの環境において本条例の対象となる人と対象とならない人が混在することを避けるため、18歳に達した高校生も対象に加えることとしています。

市民とは、住民票を有する人のみならず、北広島市内で働く人や学ぶ人など、活動を行う人すべてを指しています。

「育ち・学ぶ施設」とは、設置者の公私を問いません。「児童福祉法に規定する施設」については児童養護施設や保育所などがあります。「学校教育法に規定する学校」については、小学校、中学校及び幼稚園などがあり、「その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設」とは、認可外保育施設、学童クラブ、児童センター、公民館、図書館、体育館などを指します。

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる環境の整備を通じて、これを保障します。

- 2 保護者は、子どもの成長について第一義的責任があることを認識し、その養育する子どもの権利を保障します。

- 3 施設関係者は、育ち・学ぶ施設において子どもの権利を保障します。（変更）
- 4 市民は、家庭、学校、地域の中でお互いに連携・協働し、子どもの権利を保障します。
- 5 事業者は、雇用している子どもの権利及び雇用している保護者の子どもの権利を保障します。

【解説】

子どもの権利を守るためにには、子どもにかかわるすべての人々がそれぞれの立場において努力するとともに、同じ目的のもとにお互いが協力することが何よりも大切です。この条文では、子どもの権利保障を進めるにあたり、市、保護者、「育ち・学ぶ施設」にかかわる人々、市民・事業者などにそれぞれ責務があることを述べ、その具体的な保障方法については後述しています。

（子どもの権利月間）

第4条 子どもの権利についての関心を高め、理解を深めるために「子どもの権利月間」を設けます。

- 2 「子どもの権利月間」は11月とします。
- 3 市は、「北広島市子どもの権利月間」の趣旨にふさわしい事業を行います。

【解説】

第1条で述べた子どもの権利の普及をより一層推進するため、「北広島市子どもの権利月間」を設け、広く市民に子どもの権利についての啓発や普及を図ります。11月に設定した経緯については、1959年11月20日に「児童の権利に関する宣言」が国連総会で採択され、その30周年にあたる1989年11月20日に「児童の権利に関する条約」が同じく、国連総会で採択された日であるため、それに由来し「子どもの権利月間」を設けました。児童虐待防止推進月間も11月です。

第2章 子どもの権利（保留） 子ども会議の意見調整要

【解説】

この章で述べている子どもの権利は、児童の権利に関する条約に規定されている権利のうち、北広島市の子どもにとって、特に保障されなければならない権利を取り上げています。また、アンケート調査や子ども会議の意見を踏まえてつくられたものです。

（安心して生きる権利）

第5条 子どもは、健やかに、安心して生きることができます。そのために、主として次のことが保障されます。

- (1) 平和と安全な環境のもとで生活できること。（追加）
- (2) 自分の命がかけがえないものとして元気に生きていくこと。
- (3) 愛情と理解をもって育まれること。
- (4) 健康に配慮され、適切な医療を受けられること。
- (5) どんな時も、差別や暴力、いじめを受けることなく安心して生きていくこと。

【解説】

本条は、児童の権利に関する条約第6条等に照らして、子どもが安心して生きることができる権利を保障するものです。

(守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、また自分が守られることができます。そのために、主として次のことが保障されます。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れること。
- (2) あらゆる危険から身が守られること。
- (3) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (4) 自分が持っている能力に気づき、能力を伸ばすための支援を受けること。
- (5) 自分で解決できない時、友達や大人から支援を受けること。
- (6) プライバシーが守られ、誇りを傷つけられないこと。
- (7) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- (8) 権利侵害を受けたとき、支援や救済を求めることが出来ること。**(追加)**

【解説】

本条は、児童の権利に関する条約第2条等に照らして、すべての子どもは、一人ひとりが違う存在であることを認められ、その個性が大切にされ、自分を守り、あるいは守られる権利を子どもに保障するものです。

(よく育つ権利)

第7条 子どもは、自分を豊かにし、自他共により良く育つことができます。そのために、主として次のことが保障されます。

- (1) 遊ぶことを通して、豊かな心を育み、良好な人間関係を築くこと。
- (2) 学ぶことを通して、人間的発達を目指すこと。
- (3) 自分の能力を伸ばすため、文化芸術、運動・スポーツ及び自然に親しむこと。
- (4) 成長に応じた主体性を身につけること。
- (5) まわりの人達の意見を参考にしながら自分の将来を決めること。
- (6) 自分の幸せな未来実現に向けて、いろいろな情報を知ること。
- (7) ほっとできる居場所が確保されること。**(追加)**

【解説】

本条は、児童の権利に関する条約第3条等に照らして、子どもが周りの人に助けてもらったり、守ってもらったり、注意してもらったり、教えてもらったりする中で自分を豊かにし、よりよく育つことのできる権利を子どもに保障するものです。

(参加する権利)

第8条 子どもは、社会を構成するパートナーとして自ら社会に参加することができます。そのために、主として次のことが保障されます。

- (1) 自分が所属する社会の発展に向けて、自分の考えを表明し、尊重されること。**(削除)**
- (2) 自己の成長と幸せに向けて仲間をつくり、仲間と集うこと。**(削除)**
- (3) 参加するにあたり、年齢・成長にあわせ適切な支援を受けられること。

【解説】

本条は、児童の権利に関する条約第12条等に照らして、子どもが自らの意思や意見を安心して表明することができ、社会に参画することができる権利を保障するものです。

(個別の必要に応じて支援を受ける権利)

第9条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障がいその他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと。
- (2) 前号の置かれている状況の違いが認められ、尊重される中で共生できること。
- (3) 障がいのある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること。
- (4) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されること。
- (5) 子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。**(追加)**

(条項ずれ)

第3章 子どもの生活の場での権利の保障

【解説】

この章では、前章に掲げた子どもの権利を保障するために必要な基本的な事項を、子どもが生活している3つの場、「家庭」、「育ち・学ぶ施設」及び「地域」に即して規定しています。

(子どもの生活の場での権利の保障) (変更)

第10条 子どもは、あらゆる生活の場において権利が保障され、大人の愛情と理解をもって育まれなければなりません。

【解説】

子どもは、権利の主体であるとともに、大人の援助が必要な存在です。子どもの権利は、あらゆる場において保障されます。

(虐待の禁止)

第11条 虐待は、子どもの人格を否定する行為であり、いかなる場でも行ってはなりません。

【解説】

子どもの人格を否定する虐待を、あらゆる場において禁止しています。

児童虐待の防止等に関する法律

(家庭での権利の保障)

第12条 保護者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

2 保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それにこたえていくとともに、子どもと十分に話し合わなければなりません。

3 保護者は、子どもを養育するにあたって、市から必要な支援を受けることができます。

【解説】

ここでは、家庭における子どもの権利保障について、保護者の役割を述べています。

第3条2項で触れたとおり、保護者はその養育する子どもの権利保障に努める第一義的責任者であるとされています。これは、児童の権利に関する条約第18条において定義されていることによります。しかしながら、児童虐待などの痛ましい事件が全国的に頻繁に発生していることから、保護者が責任を十分に果たせていないこともありますので、これらを踏まえた上で、市から子どもの養育にあたって支援を受けることができるとしています。

(育ち・学ぶ施設での権利の保障)

第13条 子どもの豊かな人間性と多様な能力を育むために重要な場である育ち・学ぶ施設は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの様々な権利が保障されるよう努めなければなりません。

3 学校においては、人権教育及び子どもの権利について学ぶ機会を設けます。

【解説】

ここでは、育ち・学ぶ施設における子どもの権利保障について、関係者が担うべき役割を述べています。

子どもにとって、学校や幼稚園・保育園などの施設で過ごす時間は、家庭に次いで長いものであり、施設関係者は子どもの権利保障に際し重要な役割を果たすべきであると考えられます。

(地域での権利の保障)

第14条 市民は、地域において子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。

2 市民は、地域において子どもを育てるという意識を持ち、身近にいる子どもに关心を持ち、見守り働きかけをするよう努めます。また、必要に応じて子育て家庭を支援し、関係機関への連絡、相談をします。

3 子どもが安心して生活できるような地域づくりを目指し、登下校の安全確保に協力し、子どもにとって有害な出版物、画像から守るように努めます。

4 子どもが地域の一員として、地域活動に主体的に参画できるよう努めます。

【解説】

第12条で述べた「家庭」及び第13条で述べた「育ち・学ぶ施設」の2つを包み込む存在である「地域」において、市民が子どもの権利保障に対して担うべき役割を述べています。子どもにとって「地域」は、その成長とともに変化していくものです。また、地域が広がっていくことで、自ずと人間関係も広がりをみせていきます。市民は、これらのことを踏まえた上で、子どもが健やかに成長できるような環境づくりに努める必要があります。

第4章 子どもの参加のしくみ

【解説】

子どもは、単に保護される受け身的な存在ではなく、社会に参加し、社会を担っていく存在でもあります。第8条において、意見表明や参加する権利について述べていますが、本章では、その権利を保障するにあたって、子どもにかかわる関係者が行っていくべきことを掲げています。

(子どもの参加等の促進)

第15条 市は、まちづくり及び市の施策について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けます。

2 施設関係者は、施設の行事・運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けます。

3 市民は、地域の文化、スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けます。

【解説】

この条では、子どもがあらゆる場で、意見を表明し、参加できることを規定しています。

(子どもの視点に立った情報発信等)

第16条 市、施設関係者及び市民は、子どもの参加の促進を図るため、子どもに関わる施策、取り組み等について分かりやすい情報発信等に努めます。

【解説】

子どもの関係者は、子どもが意見表明し参加できるよう周知・啓発することに努めます。

(子ども会議)

第17条 市長は、子どもがまちづくり、市政などに意見を表明し参加できるようにするために、北広島市子ども会議を開催します。

2 北広島市子ども会議は、会議としての意見などをまとめ、市長に提出することができます。

【解説】

本条は、子どもが市の施策やまちづくりに意見表明する場として「北広島市子ども会議」を開催し、市長に意見を提出できるように規定しています。

第5章 相談及び救済 この章については、全体委員会で調整要

【解説】

この章では、子どもの権利の保障を実効あるものにするため、子どもの権利を侵害したり、その恐れがある場合に、彼らがいつでも相談でき、内容によっては彼らの救済を講じる相談・救済機関を置くことを規定しています。（変更：救済制度が確認できた場合）

(相談及び救済) 2つの条文を併記

第18条 権利を侵害されたと思った子ども、保護者は「子どもの権利救済委員」に救済を求めるることができます。また、権利の侵害に気づいた人は誰でも「子どもの権利救済委員」に相談できます。(A案)

(相談及び救済)

第18条 市は、権利の侵害を防ぐため、関係機関及び関係団体と連携を密にするとともに、権利

の侵害が、子どもの心身に将来にわたる深刻な影響を及ぼすことを考慮し、だれもが安心して相談し、救済を求めることができるよう、虐待等の予防に努め、権利の侵害から子どもを救済する体制を整備します。(B案)

【解説】

保護者や子どもに対して、子どもの権利侵害からの相談及び救済について規定しています。

B案の場合には、第19条・20条・23条が不要になります。

(相談及び救済)

第18条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関を設置します。

2 子ども、保護者、施設関係者は、相談・救済機関に対して、子どもの権利の侵害について相談し、権利の侵害からの救済を求めることが出来ます。

(B案は撤回し、上記のように変更しては)

(「子どもの権利救済委員会」の設置)

第19条 子どもの権利侵害（身体的または精神的暴力等）が発生した際には、相談及び救済のために第三者機関「子どもの権利救済委員会」（以下、「救済委員会」といいます。）を設置し、簡易迅速な救済を行います。（変更）

- 2 救済委員は、3人とします。
- 3 救済委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利に関わる分野において識見を有するものや市民等のうちから市長が議会の同意を得て選任します。
- 4 救済委員の任期は3年とし、再任を妨げるものではありません。救済委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。（変更）
- 5 救済委員は職務上知りえた情報を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様です。
- 6 救済委員の活動を補助するため、子どもの権利相談員を置きます。（追加）

【解説】

子どもの権利侵害について、いつでも相談でき、救済すべく動くことができる公平中立な第三者機関を設置することを規定しています。

救済委員は、子どもの救済や回復に向けてより柔軟・迅速に対応できるよう独任制とし、法曹関係者、児童福祉関係者、教育関係者などが望まれます。

またその職責から、「議会の同意」を得ることとしています。

(「子どもの権利救済委員」の役割)

第20条 「子どもの権利救済委員」は次のことをします。

- (1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。
 - (2) 子どもの権利侵害に関わる救済の申し立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請をすること。
 - (3) 前号の勧告、是正要請を受けて、とられた措置の報告を求めること。
- 2 救済委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができます。

【解説】

この条は、救済委員の役割を規定しています。相談を受け、救済や回復のために助言や支援をし、必要に応じて調査、調整、勧告、是正を行うという一連の救済に向けての動きを一機関が行います。いくつかの部署でたらい回しすることなく、ひとつの機関で引き受けすることは、子どもや保護者に大きな安心感を与えることになります。

勧告は、市の行政機関に対して、是正要請は教育委員会など市当局以外の機関や個人に行うものです。個人に向けてされるばかりでなく、機関に対して、子どもの権利侵害の救済に必要な制度の改善などの提言をすることも含めます。

第6章 市の施策

【解説】

この章では、子どもの権利を保障するために、総合的な推進計画の策定などについて規定しています。

(子どもの居場所)

第21条 子どもには、ありのままの自分でいること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び活動すること、安心して人間関係を作りあうことができる居場所が必要です。市は、居場所についての考え方の普及、居場所の確保と充実を図ります。

2 市は、地域において子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長していくことができるよう子どもの成長に関わる市民の活動を支援します。

【解説】

第14条において、市民が子どもの居場所を確保し、充実し、支援していく必要性について述べています。ここではさらに、子どもの居場所に対する市の姿勢について述べています。ここでの「ありのままの自分でいること」とは、自分勝手な行動を擁護する意味合いではなく、子どもが大人から既存の子ども像の型にはめられて判断され、扱われることなく、自分が自分としていられることを指します。

(推進計画の作成)

第22条 市は、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北広島市子どもの権利に関する推進計画（以下、「推進計画」という。）を策定します。

2 推進計画の策定にあたっては、第24条に規定する子どもの権利検証委員会の意見を聴くものとします。

3 推進計画は、次に掲げる施策について定めるものとします。

- (1) 子どもの権利に関する情報の提供や啓発
- (2) 保護者への子どもの養育に関する支援
- (3) 育ち・学ぶ施設での子どもの権利に関する学習の推進
- (4) 子どもの社会参加の場の確保
- (5) 安全で文化的な環境の整備
- (6) 子どもの権利の侵害に対する相談、救済体制の整備及び支援
- (7) その他、前各号に定める以外の子どもの権利にかかる施策

【解説】

子どもの権利の保障を推進するため、推進計画を市に義務づけたものです。市は、子どもの権利検証委員会の意見を取り入れ、関係部局等と協議し計画を策定します。

(「救済委員会」の支援)

第23条 市は、救済委員会の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 市は、権利を侵害された子どもの速やかな発見、適切な救済、回復、予防のために関係機関や関係者と連絡をとります。

【解説】

救済委員会は、公平中立な独立した第三者機関です。市は、その独立性を尊重し、支援します。

第7章 子どもの権利の保障状況の検証

【解説】

条例が制定されたことのみで子どもの権利が保障されることはありません。大切なのは、条例に基づいて取り組まれる施策が、真に子どもの権利を保障することにつながっていくのかということです。

この章では、市における子どもの権利の保障状況や、子どもの権利に関する施策を検証し、市に提言する「北広島市子どもの権利検証委員会」について規定しています。

(子どもの権利検証委員会の設置)

第24条 市は、この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために「北広島子どもの権利検証委員会」(以下「検証委員会」といいます。)を設置します。

2 検証委員会は次のことについて審議し、必要に応じて市に報告を求めます。

- (1) 子どもの権利を保障する市の施策の実施に関すること
- (2) 子どもの権利の保障状況に関すること

【解説】

子どもの権利検証委員会の設置規程です。

市は、第6章に定める施策の状況を検証委員会に報告します。

(検証委員会の組織等)

第25条 検証委員会は10人以下の委員で組織します。

2 検証委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利に関わる分野において識見を有する人や市民のうちから市長が委嘱します。

3 検証委員の任期は3年とし、再任を妨げるものではありません。委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。

4 検証委員は職務上知りえた情報を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様です。

【解説】

検証委員の組織規定です。

(検証委員会の職務)

第26条 検証委員会は市長の諮問を受けて、また必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況について調査や審議をします。

2 検証委員会は前項の審議にあたっては、市民から意見を求めることができます。

【解説】

前条を受けて、検証委員会が行う具体的な職務を掲げています。

施策の状況を報告された検証委員会は、子どもの権利の保障状況について審議を行います。また、権利侵害などが認められるなどにより必要があるときは、自らの判断で、調査・審議することもできます。

(提言と尊重)

第27条 検証委員会は調査や審議の結果を市に報告し、提言します。

2 市は、検証委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

【解説】

前条で掲げた調査・審議の結果について、検証委員会は報告書として取りまとめの上、市に報告・提言します。

市がこの提言を尊重し必要な措置を講ずることにより、この条例は充実していくことになります。

第8章 雜則

第28条 この条例の施行に必要な事柄は、市長その他の執行機関が定めます。

【解説】

「この条例の施行に必要な事柄」とは、条例に基づいて施策を行うにあたって必要であるが、条例に定められていない細かな事項を指します。また、「その他の執行機関」としては、教育委員会が主なものとして考えられます。

附 則

この条例は平成21年4月1日から施行します。

【解説】

附則では、この条例が実際に効力を有することとなる日を定めています。